

令和6年度「滋賀のみち」作成業務委託契約書

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「滋賀のみち」作成業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、本契約書および別添の仕様書に基づき、委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は本契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、または本契約の目的である成果物を履行期間の満了までに甲に納入し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

（善管注意義務）

第2条 乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

（履行期間）

第3条 本契約に定める履行期間は、契約締結の日から令和7年3月28日までとする。

（契約履行の場所）

第4条 本契約の履行の場所は、次のとおりとする。

滋賀県土木交通部道路整備課（滋賀県大津市京町1番1号）

（委託料）

第5条 委託業務に対する委託料の総額は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税および地方消費税の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円）とする。

（委託料内訳書）

第6条 甲が必要があると認めるときは、乙は委託料内訳書を提出しなければならない。

2 委託料内訳書には、甲が指定した内容を記載するものとする。

3 委託料内訳書は、甲および乙を拘束するものではない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、免除する。

（成果物および検査、引渡し）

第8条 甲は、委託業務に係る成果物（以下「成果物」という。）の納入があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。甲は、必要があると認める場合には、第三者に委託して検査を行うことができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、前項後段の規定はこれを準用する。

3 第1項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、甲に移転する。(成果物または業務完了報告書の検査、成果物の引渡し)

(委託料の請求および支払)

第9条 乙は、前条に規定する検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

4 前金払および部分払は、これを行わない。

(履行期間の延長)

第10条 乙は、履行期間内に委託業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができないときは、甲は、相当と認める日数の履行期間の延長を認めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第11条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰すべきもので、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は違約金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

(契約不適合責任)

第 14 条 第 8 条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から 1 年以内に乙に対して通知した場合に限る。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前 2 項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

（契約内容の変更）

第 15 条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させることができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

（甲の解除権）

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約の履行期間内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 乙が、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。

(5) 乙が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）または契約条項に違反したとき。

2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第 17 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 第 15 条の規定により、甲が成果物の納入または委託業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が 3 か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の 2 分の 1 以上に及ぶとき。

(2) 第 15 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が 3 分の 2 以上減少することとなったとき。

(3) 甲が契約に違反したため、成果物の納入または委託業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

（契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第 18 条 第 16 条第 1 項または前条第 1 項の規定により契約を解除した場合において、成果物の納入または委託業務の履行部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

（再委託の禁止）

第 19 条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

（検査、監督）

第 20 条 甲は、必要があると認める場合には、乙の委託業務に対する検査、監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

（進捗状況等の報告）

第 21 条 乙は、甲から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(誓約書の提出)

第 22 条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨に則り、第 16 条第 1 項第 6 号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書（別紙）を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 23 条 乙は、本契約の履行に当たり第 16 条第 1 項第 6 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(資料の提供)

第 24 条 乙は、甲に対し、委託業務に必要な資料の提供を要請することができる。

- 2 甲は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を乙に通知する。
- 3 提供方法は、甲と乙が協議し決定する。

(資料の管理)

第 25 条 乙は、甲から提供された委託業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

- (1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。
 - (2) 甲の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。
 - (3) 甲の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。
 - (4) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還し、または事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。
 - (5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出する。
- 2 乙は、甲の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定は、再委託先において準用する。

(目的外使用の禁止)

第 26 条 乙は、提供資料を、甲の承認があった場合を除くほか、委託業務以外の目的に使用してはならない。

(事故等の報告)

第 27 条 乙は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければ

ばならない。

- 2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(著作権、特許権等の取扱い)

第 28 条 乙は、委託業務の履行または成果物において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りでない。

- 2 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、甲が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、乙は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に甲の承認を得ること。

- (2) 乙は、委託業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、甲は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに乙に通知すること。

- 3 本契約における成果物の著作権（著作権法第 27 および第 28 条に定める権利を含む。）は、第 5 条に定める委託料が支払われたときに乙から甲に譲渡されるものとする。

- 4 乙は、甲および甲が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

(法令等の遵守)

第 29 条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第 30 条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(危険負担)

第 31 条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

- 2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とする。

(運搬責任)

第 32 条 提供資料および納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(契約費用)

第 33 条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(作業時等の自動車の使用)

第 34 条 乙は、甲の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

第 35 条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造

乙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

（宛先）

契約担当者 滋賀県知事 三日月 大造

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名